

# 奈良大学大学院研究年報に関する規程

(目的)

**第1条** 本大学院は、学術研究の推進及び成果の公表を目的として、奈良大学大学院研究年報（以下「研究年報」という。）を発行する。

2 研究年報は、投稿論文及び大学院院生の研究報告等を掲載するものとする。

(発行)

**第2条** 研究年報は、毎年1回の発行を原則とする。

(投稿資格)

**第3条** 研究年報に論文を投稿できる者は、次のとおりとする。

(1) 本大学院を担当する教員

(2) 本大学院に在籍する学生及び研究生並びに本大学院の課程を修了した者で、大学院担当教員の推薦を受けた者

(3) 編集委員会が特に認めた者

(編集委員会)

**第4条** 研究年報を編集するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 各専攻により選出された各1人の教員

(2) 各専攻により選出された各1人の院生

3 編集委員会には委員長を置く。委員長は、前項第1号委員の互選により定める。

4 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(掲載の採否)

**第5条** 投稿された論文の掲載の採否は、編集委員会で決定する。

2 第3条第2号に規定する者の論文については、編集委員会で査読し、その評価を踏まえて、掲載の採否を決定する。

(募集)

**第6条** 編集委員会は、投稿要領に基づき論文を募集しなければならない。

2 投稿要領は、別に定める。

(事務)

**第7条** 研究年報の発行にかかる事務は、総合研究所・大学院事務室が行う。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。